

## 墨田児童会館 乳幼児ツイッターアカウント運用要領

### (目的)

第1条 本要領は、墨田児童会館（以下「館」という。）がソーシャルメディアサービスであるツイッターを利用者や地域住民への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター 米国 Twitter 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 乳幼児ツイッター 墨田児童会館が設置・運用する乳幼児専用のツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (7) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。
- (8) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (9) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。

### (運用主体)

第3条 乳幼児ツイッターの運用主体は乳幼児担当とし、アカウントの登録、管理及び運用は管理職確認の元、乳幼児担当が行なう。  
乳幼児ツイッターのアカウントは sumida\_jk とする。

### (運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、乳幼児ツイッターのプロフィール欄で明示する。

### (アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体としてツイッターのアカウントを館のホームページに明示する。

### (掲載内容)

第6条 乳幼児ツイッターは、次の各号に掲げる情報を発信する

- (1) 乳幼児事業の開催、変更、中止等に関するもの
  - (2) その他、管理職が適当と認めるもの
- 2 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

### (フォロー、リプライ及びリツイートの制限)

第7条 乳幼児ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する公益性の高いツイートで、管理職が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(墨田児童会館ホームページとのリンク)

第8条 ツイットに記載するリンク先は、原則として館のホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、管理職が特に必要と認めるものはこの限りではない。

2 ツイッターのプロフィール欄に、館のホームページの URL を記載する。

(運用の停止)

第9条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、乳幼児事業ツイッターを継続して運用することが困難になった場合は、館のホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第10条 本要領の内容は、館ホームページに掲載し、おたよりやポスター等で周知する。また本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、乳幼児事業ツイッターまたは館のホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第11条 乳幼児事業ツイッターの運用にあたっては、墨田区と社会福祉法人雲柱社が締結した仕様書・協定書の内容と、社会福祉法人雲柱社のセキュリティに関する基本方針を遵守する。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本要領は、平成29年10月23日から適用する。